

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業契約締結について

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業契約を次の要項により締結する。

- 1 事 業 概 要 大阪市立小学校体育館の空調設備の設計及び工事、同空調設備の本市への所有権の移転並びに同空調設備の本市への所有権の移転後の維持管理
- 2 契 約 の 相 手 方 大阪市中央区平野町4丁目1番2号  
株式会社 大阪市小学校体育館空調PFI
- 3 契 約 金 額 16,648,515,928円
- 4 契 約 期 間 議会の議決があった日から令和23年3月31日まで
- 5 事 業 場 所 大阪市北区天満1丁目ほか251箇所  
令和7年11月28日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

(抄)

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円 省略
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）
	省略